

中間前金払に係る取扱いについて

1 趣旨

中間前金払とは、工事着手時に支払う請負代金額の最大10分の4以内の前払金に加えて、工事の中間段階にさらに請負代金額の10分の2以内を前払金として支払うものであり、受注者は、前払金として請負代金額の最大10分の6まで受け取ることができる制度である。

この取扱いは、中間前金払制度の導入に伴い、実施に係る事務取扱いについて必要な事項を定めるものである。

2 中間前金払の対象となる工事及び経費の範囲

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金額が130万円以上の工事について、次の要件の全てに該当するものに係る当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

3 債務負担行為に係る特例

2に掲げる対象工事について、債務負担行為に係る契約にあつては、いずれかの会計年度の出来高予定額が130万円以上の工事を対象とするものであること。この場合においては、2の(1)及び(2)中「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事実施期間の2分の1」と、2の(3)中「請負代金の額の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替えて準用するものとし、中間前払金の支払いを受けている会計年度においては、部分払（当該会計年度末における部分払を除く。）は行わないものとする。

ただし、いずれかの会計年度において出来高予定額が130万円以上の工事であっても、当該基準を満たさない会計年度については、中間前金払を行わないものとし、当該会計年度については部分払を行うことができる。

4 中間前金払の割合

請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。

5 中間前金払に係る認定

(1)発注者は、受注者から中間前金払に係る認定請求書（別紙1）が提出されたときは、2の(1)から(3)に掲げる要件の全てに該当するものであるかどうかを認定するものとする。

なお、認定請求書には、釜石市営建設工事請負契約書別記（以下「別記」という。）第11条に基づく工事履行報告書（別紙2）を添付させるものとする。

(2)発注者は、前号の認定にあたりその進捗額について認定しようとするときは、別記第11条に基づく工事履行報告書等の資料（以下「認定資料」という。）により行うことができるものとする。

この場合において、工事現場等に搬入された検査済の材料等があるときは、その額を認定資料の出来高に加算し、進捗額として認定することができるものとする。

(3)発注者は、前2号による認定の結果、妥当と認めるときは、認定調書（別紙3）を2部作成し、1部を受注者に交付し、他の1部を保管するものとする。

6 中間前金払の支払の請求

受注者が中間前払金の支払を請求するにあたっては、請求書に中間前払金に関する保証証書を添付させるものとする。なお、認定調書については添付を要しない。

7 適用期日

平成26年4月1日以降に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。（平成26年3月31日までに行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、平成26年4月1日以降に締結されるものについては、適用しない。）。